

いじめ防止基本方針

明和町立明和東小学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは決して許されない行為であることを認識し、すべての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を学校全体で家庭や地域等と連携して、いじめの未然防止や早期発見、適切な処置を図るための基本方針（基本的な方向や内容）を定めるものとする。

2 いじめ防止のための取組

ア いじめの未然防止

- いじめの基本方針の周知及び校内指導体制の確立
 - ・年間指導計画の作成及び実行、検証及び修正
- 児童の人権感覚、生命尊重の態度、自己有用感の育成
 - ・道徳教育及び人権学習による重点化を図る指導の推進
 - ・児童会を中心とする挨拶運動の推進
- 児童が互いに認め合い、主体的に取り組む教育活動の推進
 - ・あいさつ運動の充実（児童会や登校班）し、あいさつがコミュニケーションの基本であることを確認し実践する。
 - ・児童会を中心とした、春及び冬の「いじめ防止強化月間」の実施
 - ・たてわり活動による異学年交流
 - ・ネットモラルについての研修を通して、ネットによる不適切ないじめに対処できる能力や態度の育成
- 教職員の指導力の向上及び家庭・地域の関係団体との連携強化
- SC・心の相談員との連携強化、組織的な対応

イ いじめの早期発見

- どんな小さなことも見過ごさない鋭い感覚を身に付けた教職員による観察や定期的な情報交換
 - ・職員会議や生徒指導委員会での情報交換及び情報の共有
 - ・報告、連絡、相談の周知・徹底
- 実態調査の定例化と日常の実態把握の推進
 - ・毎月1回の「学校生活アンケート調査」の実施・分析
 - ・個別面談による聞き取り

- ・ hyperQ－Uの実施による学級の実態把握と分析（3～6年）
- ・ スクールカウンセラーや心の相談員等と教育相談部会の連携による指導体制の確立
- ・ 保護者との情報の共有化と外部機関（いじめ 110 番等）の活用

ウ いじめ早期解決への取組

○いじめ対応の体制の活用

- ・ 校長を中心とした生徒指導委員会により、事実確認及び関係機関（教育委員会）への報告・連絡
- ・ 指導方針及び具体的な方策の策定
- ・ 被害児童及びその保護者への助言や支援
- ・ 加害児童及びその保護者への指導や支援
- ・ 当該児童以外の児童への指導といじめ解決後の継続的な指導
- ・ 家庭や地域、関係機関との連携

3 重大事態への対応

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）への対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

ア 明和町教育委員会に事案の報告

イ 被害児童に対するいじめの解決が困難な状況、解決しても登校が困難な状況

や学校生活に著しく支障をきたす場合は、専門機関や警察・関係機関と連携

し、支援を要請

ウ 加害児童について、改善が望めず、被害児童の学校生活に著しい支障をきた

す場合は、加害児童の今後について明和町教育委員会と協議し、警察や関係諸

機関と連携し、支援を要請

エ 重大事態への対応は、専門的知識を有する第三者委員会を設置し、事案の原

因及び対応と今後の再発防止について助言を要請